

部員各位

(一社) 姫路薬剤師会
学校薬剤師部

平素は会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。
「学校環境衛生基準を一部改正する通知の一部訂正について」についてお知らせ致します。
ご確認いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年2月1日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校環境衛生基準を一部改正する通知の一部訂正について

標記のことについて、「学校環境衛生基準の一部改正について（通知）」（令和2年12月15日付け2文科初第1345号初等中等教育局長通知）について、下記のとおり誤りがございましたので訂正するとともに、別紙に差し替えいただくようお願いします。

記

正	誤
5 学校環境衛生活動に係る留意事項 (1) 学校の責務について 学校においては、学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、環境衛生検査に関する事項についても学校保健計画を策定し、実施すること。その際、 <u>学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）</u> 第24条の規定を踏まえ、学校薬剤師に相談すること。 (略)	5 学校環境衛生活動に係る留意事項 (1) 学校の責務について 学校においては、学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、環境衛生検査に関する事項についても学校保健計画を策定し、実施すること。その際、 <u>法第24条</u> の規定を踏まえ、学校薬剤師に相談すること。 (略)

【本件連絡先】
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 保健管理係
TEL：03-5253-4111（内線 2976）

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 の 長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
放 送 大 学 学 園 理 事 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長

殿

文部科学省初等中等教育局長
瀧 本 寛

学校環境衛生基準の一部改正について（通知）

この度、別添のとおり「学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準（平成二十一年文部科学省告示第六十号）の一部を改正する件（令和 2 年文部科学省告示第 138 号。以下「本基準」という。）」が公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されます。

本基準の概要及び留意事項等については下記のとおりですので、その趣旨を十分御理解の上、本基準に基づき学校環境衛生検査を実施し、適切な学校環境衛生活動を行っていただくようお願いします。

なお、関係各位におかれましては、所管又は所轄の学校（専修学校及び幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）に対し周知するとともに、都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては学校法人等に対して周知されるようお願いします。

記

1 改正の概要

(1) キシレンの基準値

キシレンの基準値を $870 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20ppm) から $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) に見直したこと。

(2) その他

第 2 の 2 (5) のウ. を「清潔状態」から「貯水槽の清潔状態」としたこと。

2 改正の経緯

「室内空气中化学物質の室内濃度指針値について」（平成 31 年 1 月 17 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）において、キシレンの指針値が $870 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20ppm) から $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) に改定されたことを踏まえ、学校環境衛生基準におけるキシレンの基準値の改定を行った。

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

4 改正に係る留意事項

キシレンは接着剤や塗料の溶剤及び希釈剤として用いられる揮発性有機化合物の一つであり、不快な刺激や臭気を感じ、状況によってシックハウス症候群の発生要因になるとされている。学校においては、机、いす、棚などの備品、学習に関わる塗料、油性ペン、接着剤、ホワイトボードマーカー、床ワックスなどから放散される可能性がある。

この度、キシレンの基準値が改正されたことから、定期検査を省略している場合は新たな基準値を満たしているか確認すること。

また、学校施設の新築・改築・改修等及び机、いす、コンピュータ等の新たな学校用備品の搬入等を行った場合は、「学校環境衛生管理マニュアル〔平成 30 年度改訂版〕」（p168）を参考に適切に検査を行うこと。

なお、基準値を超えた場合は、学校薬剤師等の協力のもと、換気の励行等とともに、その発生の原因を究明し、汚染物質の発生を抑制する等適切な措置を講ずること。

5 学校環境衛生活動に係る留意事項

(1) 学校の責務について

学校においては、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号。以下「法」という。）第 5 条の規定に基づき、環境衛生検査に関する事項についても学校保健計画を策定し、実施すること。その際、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 24 条の規定を踏まえ、学校薬剤師に相談すること。

また、各学校においては、法の趣旨や本基準の意義を踏まえ、学校の環境衛生の適切な維持、管理に努めるとともに、一層の充実を図ることが必要である。その上で校長は、法第 6 条第 3 項の規定に基づき、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく措置を講じ、当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出ること。

(2) 学校の設置者の責務について

学校の設置者においては、学校環境衛生活動が適切に実施されるよう、法第 4 条の規定に基づき、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努められたいこと。

なお、「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」については、例えば、検査器具など物的条件の整備、学校環境衛生検査委託費の財政措置等が考えられること。

また、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長より法第 6 条第 3 項の申出を受けた場合は、法第 6 条第 2 項を踏まえて適切な対応をとるよう努められたいこと。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 保健管理係
TEL：03-5253-4111(内線 2976)